

倉敷市補助金交付基準

平成25年10月1日策定

1 目的

補助金は、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に交付するものである。

この基準は、補助金の「公益性」、「有効性」、「公平性」、「公正性」、「補助金の交付を受ける者の適格性」及び「透明性」を確保するとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることを目的とする。

2 補助事業の公益性と有効性

- (1) 補助金の交付が客観的に見て公益上必要であること
- (2) 補助事業の目的、視点、内容などが社会経済情勢や行政の施策に合致していること
- (3) 補助金の交付を受ける者と市の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

Point

地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益上必要であるかどうかを最も重要である。

- ・ 事業目的や事業内容が市民の福祉の向上につながっているか
- ・ 事業目的が市の施策と整合しているか
- ・ 協働の視点から補助事業として適切か、また、役割分担や費用分担は適当か

(協働の指針 P20 【補助】市民公益活動団体等が行う公益事業に対して行政が補助をすることで事業を充実させる形態)

3 補助金交付を受ける者の適格性

- (1) 補助金交付の対象者としての根拠が明確で法令などに抵触していないこと
- (2) 支出経費の内容や会計処理が適切であること
- (3) 団体においては、当該事業決算における繰越金が、補助金と比較して妥当であること
- (4) 団体においては、設置目的と事業や活動の内容が一致していること
- (5) 団体においては、自主財源の確保に向けて努力していること

Point

協働しようとする市民や団体等と市は、お互いの価値観や行動原理の違いを相互に理解し、信頼関係を築くことが大切である。(協働の指針 P18)

- ・ 補助金交付対象者を明確に規定しているか
- ・ 補助金交付団体の活動や財務内容から信頼性や継続性を確認できるか
- ・ 団体の運営に対して補助を行っている場合、多額の繰越金が発生していないか
- ・ 当該事業は、補助金がなくても自立してできる事業ではないか

4 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、「補助目的を達成するための経費」に限定し、具体的に明確化すること
- (2) 原則、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としないこと
- (3) 団体の「運営費」を補助対象経費とする場合、補助対象経費の範囲を明確化すること

Point

事業費のうち市が何を補助（役割・費用分担）するべきかは、事業の形態により様々である。客観的に見て、納得が得られることが重要である。

- ・直接的に事業効果を発揮する経費以外が対象になっていないか
- ・間接的に事業効果に影響をもたらすと考えられる職員に対する研修費などの費用が対象となっていないか

5 補助金交付額

- (1) 国・県等補助を伴う事業において、合理的理由がない限り補助額の上乗せや対象経費の拡大などは行わない
- (2) 補助金制度ごとに限度額または補助率等を定めるものとし、市民や団体との協働の観点から対象経費の1/2以内とすること
ただし、国・県等の制度によるものや行政目的の達成に必要な特段の理由がある場合を除く

Point

役割や責任の分担により、補助金交付額の限度額や補助率を決めることが重要である

- ・国・県等補助を伴う事業は、補助金制度の構築主体がそれぞれの役割や責任を勘案し、負担を決定している。市の役割や責任を拡大する必要があるのか
- ・事業の性質として補助金が適切か、また、委託や交付金等での対応の方が適切ではないか

6 補助金交付期間の設定

補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を定期的に検証するため、補助金交付期間についても、見直し対象とすること

- (1) 原則、国・県等の補助金制度を活用した補助事業については、その制度の終了と合わせて、市の補助事業を終了（廃止）すること
- (2) 市単独の補助金制度は、補助事業の特性等を勘案し、必要に応じて交付期間の見直しを行うこと

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。

- ・目標達成するための期限を設定しているか、また、見直し時期を設定しているか

7 補助事業の達成状況等の検証

- (1) 毎年度、補助事業の達成状況や効果を検証すること
- (2) 補助事業の目標は具体的であること
- (3) 事業効果を測るための項目や指標が具体的で、妥当性があること

Point

事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となる。
・事業の目的や目標、予想される事業の成果及び測定方法を明確化しているか

8 補助金制度の透明性確保

- (1) 補助金制度の内容や事務処理を明確にするため、必要に応じて補助金交付要綱を制定し、公表すること
- (2) 交付金の交付を受けようとする者の選定にあたっては、公平性、公正性が確保されていること
- (3) 補助金の交付状況を公表すること
- (4) 補助事業の成果を公表すること

Point

補助金は、公平、公正に運用されるものであり、透明性の確保が重要である。また、特別に根拠のない既得権益的なものとならないため、補助対象が特定の個人や団体に限定されないよう機会均等が保たれる必要がある。

- ・補助金制度の内容、事務処理の方法、補助金の交付状況、事業成果を公表しているか
- ・補助金制度を十分市民に周知しているか
- ・長期に渡り、特定団体等の既得権益となっていないか